細則の改定案(1月30日評議員会決定)

現行 2020 年 4 月 18 日改正	改定案 (改定される条は、現行と比較できるよう 15条の2などと書いている。最終的には、16条な どとして通し番号とする。右欄に改定後の条項)	改定案の説明・提案の 理由	改定 条項
(事務局) 第1条 本会の事務局は原則として会長の住所 に置く。	(事務局) 第1条 本会の <u>事務局会の連絡先</u> は原則として 会長の住所に置く。	事務局→事務局会は、会 則第9条の追加による。	第1条
(会計) 第2条 本会の所在地は会計(幹事長)宅に置く。	(会計) 第2条 本会の所在地は会計(幹事長)宅に置 く。	第2条:2020年4月18 日に追加された。日本生 物地理学会名義のゆうち よ銀行の口座を維持する	第2条
(出版事業) 第3条 本会は機関誌として 「Biogeography」、「日本生物地理学会会報	(出版事業) 第3条 本会は機関誌として 「Biogeography」、「日本生物地理学会会報	ため。	第3条

(Bulletin of the Biogeographical Society of	(Bulletin of the Biogeographical Society of	第3条: 出版していない	
Japan)」を発行し、さらに「学会通信」、	Japan)」を発行し、さらに「学会通信」等の出	ので、現実に合わせて削 除する。	
「Biogeographica」、「Fauna Japonica」等の	版を行う。	☐ Biogeographica 」、 ☐ Fauna Japonica ☐	
出版を行う。			
(会員)	(会員)		
第4条 名誉会員は本会に対し、特に功労のあ	第4条 名誉会員は本会に対し、特に功労のあ		第4条
った者を評議員会において推薦し、過半数の賛意	った者を評議員会において推薦し、過半数の賛意		
をもって承認をえたものとする。会費は徴収しな	をもって承認をえたものとする。会費は徴収しな		
い。選挙権および被選挙権を持たない。	い。選挙権および被選挙権を持たない。		
第5条 正会員は年会費 6000 円以上を納入す	第5条 正会員は年会費6000円以上を納入す		第5条
る。選挙権および被選挙権を持つ。	る。選挙権および被選挙権を持つ。		

第6条 団体会員は年会費8000円以上を納入	第6条 団体会員は年会費8000円以上を納入		第6条
する。選挙権および被選挙権を持たない。	する。選挙権および被選挙権を持たない。		
第7条 賛助会員は、本会の目的に賛同し事業	第7条 賛助会員は、本会の目的に賛同し事業		第7条
を援助する会員であって、本会維持のための会費	を援助する会員であって、本会維持のための会費		
年額 10000 円以上を納めるものとする。選挙権	年額 10000 円以上を納めるものとする。選挙権		
および被選挙権を持たない。	および被選挙権を持たない。		
第8条 国外の正会員および団体会員も、年会	第8条 国外の正会員および団体会員も、年会		第8条
費を国内と同一のものとする。	費を国内と同一のものとする。		
第9条 3年以上会費を滞納した会員は退会と	第9条 3年以上会費を滞納した会員は退会と	第9条: 事務局→事務局会は、会	第9条
みなす。その際は事務局より事前に通告する。	みなす。その際は <mark>事務局会</mark> より事前に通告する。	則9条の追加による。	

(役員)	(役員の担当)	これ以降の見出しを、(役	
		員の担当)、(役員の任	
第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。	第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。	期)、(役員会等の開催)、(役員の選出)に区分す	第10条
第 11 条 副会長は会長を補佐し、会長に支障が	第 11 条 副会長は会長を補佐し、会長に支障が	ె .	第11条
ある場合は会長の業務を代行し、会の運営にあた	ある場合は会長の業務を代行し、会の運営にあた		
る。	る。		
第 12 条 会長、副会長、評議員は評議員会を組	第 12 条 会長、副会長、評議員は評議員会を組	第 12 条 : 評議員会は、会	第12条
織し、会長の諮問により会務を審議する。	織し、評議員の提案により、または会長の諮問によ	長の諮問を審議すること 以上に、会の運営を監督	
	り会務を審議する。	をする立場(上位の機関) である。評議員の提案で	
第 13 条 会計監査は本会の会計を監査する。	第 13 条 会計監査は本会の会計を監査する。	会務を審議できることを 明確にする。	第13条
第 14 条 委員および幹事は本会の編集、企画、	第 14 条 委員および幹事は本会の編集、企画、		第14条
庶務および会計を担当する。また、委員会および幹	庶務、会計 <mark>および広報</mark> を担当する。会長は、 <mark>委員長</mark>	第 14 条: 広報活動は広報 委員長が担当する。	
		➡会長が任命するのは委	

第 15 条 会長、副会長および評議員の任期は選 出後の4月1日より始まり、任期は3年とする。

再選を妨げない。

事会を組織して会長を補佐し、会務を運営する。会

長が委員(長)および幹事(長)を任命する。

(日本生物地理学会会報の編集委員長、

Biogeography の編集委員長、企画委員長および広

報委員長をいう) および幹事長 (庶務幹事長および

会計幹事長をいう)を任命する。会長、副会長、委

員長および幹事長は、事務局会の構成員として、会

の運営の核になる事務作業を行う。

(役員の任期)

第15条 会長、副会長および評議員の任期は選

出後の4月1日より始まり、任期は3年とする。

会長および副会長は、連続しては再任できない。評

員長および幹事長とす る。

→委員長は編集(会報と 英文誌)、企画、広報の任 務に当たること、幹事長 は庶務、会計の任務に当 たることを明確にした。 事務局会を構成して、会 長、副会長を含めて、委員 長および幹事長が会の事 務運営に当たることを明 確にした。

(役員の任期) 見出しを設けた。

第15条:8/15の評議員 会で、会長および副会長 は、1期3年限りで再任 はない。評議員は、再任で きるが、連続して2期ま でとする意見でまとまっ た。評議員辞退者が出て

第15条

議員は再任	を妨げない <mark>が、原則として連続して2期</mark>	評議員不在になるおそれ もあるので、「原則とし	
(6年) ま	<u>でとする。</u>	て」を加えた。	
		第 15 条の 2 : 会計監査は	
第 15 条 6	か2 会計監査については、委嘱する任	重要な役割を持つてい	第16条
リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	い。 会長が選任されたときは、第21条	る。会長交代時には同じ	
		者に再委嘱をするか、新 しい者に委嘱する。	
により委嘱	<u>を行う。</u> 		
		第 15 条の 3: 日本魚類学 会などは「任期 2 年。再任	
年 4 F 夕 /		を妨げない」としている。	年 4 7 夕
第15条0	D3 委員長および幹事長の任期は、原	委員長・幹事長の確保の	第17条
則として3	年とする。評議員は、次期委員長および	ため、次期の委員長・幹事 長候補に、委員会・幹事会	
が開発車手	の選定を行う会長に協力する。	に加わってもらうなどな	
(人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人)	ルベル・グロール・ジャン・ファックを ファック・ファック・ファック・ファック・ファック・ファック・ファック・ファック・	どの準備をする。また、評	
		議員の協力を得る。	

(役員会の開催)	(事務局会、評議員会及び総会の開催)	(見出しの役員会を分	
第 16 条 役員会、 <u>あるいは幹事会、</u> 評議員会の	第 16 条 事務局会は、必要に応じて会長が招集	割) 第 16 条: 事務局会の開催	第18条
招集は、必要に応じて会長が行う。ただし、役員会、	するか、またはその構成員が会長に要請して開催す	方法を決める。	
幹事会、評議員会ともにその構成員の 1/3 以上の	<u>る。</u>	第 16 条の 2 細則決める	
申し出があれば、会長はこれを招集しなければなら	第 16 条の 2 評議員会の招集は、必要に応じて	などの責任を有する評議 員会の臨時の開催は、そ	第19条
ない。	会長が行う。ただし、評議員会は、 評議員 5名以上	の重要性を考慮して一定 数の評議員の申し出が必	
	の申し出があれば、会長はこれを招集しなければな	要と考える。現行は構成	
	らない。	員の 3 分の 1 (17 名とすれば 6 名以上となるが、	
	第 16 条の 3 評議員会を開催したときは、出	これを5名以上とする)	第 20 条
		第 16 条の 3、第 16 条の 5:議事録を会員が閲覧で	第20 条
	席者の中から、議長、記録係を選出し、記録係は議	きるようにしておく必要	
	事録を作成する。議事録は 10 年間以上保存する。	がある。 議事録 10 年間保存は、一	
		般社団法人法第 120 条で	

	義務付けられている期	
会員は議事録を閲覧できる。	間。会員の閲覧請求権は、	
	一般社団法人法第 121 条	
	を参照。	
第 16 条の 4 評議員会成立のための出席者		第21条
	第 16 条の 4:評議員会成	
は、委任状を提出する評議員を含めることがで	き 立要件に委任状(意見の	
	表明)を認める。ただし、	
る。ただし、会則・細則の変更の同意・承認につ	()	
	特に重要な会則・細則の	
ては、委任できないものとする。	変更は、総数の過半数の	
	出席を要する(会則第 14	
第 16 条の 5 総会を開催したときは、会長は	条で成立要件)。	第22条
SIS TO SIGN OF MADE CHAIRMOND CHAIRMAN	<u> </u>	212 == 210
出席した評議員の中から議長、記録係を指名する	z	
田市のた計議員の下のう議員、記録がと出行する	<u> </u>	
司经场头 却失事话 多韧束语 沈宁事语广心	_	
記録係は、報告事項、承認事項、決定事項につい	第 16 条の 5: 総会での議	
	事録の記載内容、保存期	
議事録を作成する。議事録は10年間以上保存する。	<mark>ろ。</mark> │ 間、会員の閲覧について	
	明示する。	
会員は議事録を閲覧できる。	744.7 30	

(役員の選出) 第17条 会長および副会長の選出は評議員によ る無記名投票によって決定する。

第 18 条 評議員は正会員の無記名連記投票によ

(役員の選出)

第17条 会長および副会長の選出は、第22条

に基づき評議員による無記名投票によって決定す

る。ただし、会長と副会長とがともに任期中に支障

が生じた場合においては、評議員会を開催して評議

員の中から候補を選定し、協議により会長、副会長

を決定する。この評議員会で選任された会長、副会

長の任期は、前任者の残任期間とする(この残任期

間は、第15条の任期3年間には含まないものとす

る)。

第18条 評議員は正会員の無記名連記投票によ

第17条:会長、副会長が ともにに支障が生じたと きの規定を設ける。上位 機関(選出母体)である評 議員会で協議して選出で きるようにしておく必要 がある。この場合、第22 条の無記名投票による選 挙が基本なので、臨時的 に協議によって選ばれた 者の任期は、前任者の残 期間とする。ただし、協議 によって選ばれた会長・ 副会長が、その後第22条 によって無記名投票で選 ばれた場合には、第15条 に基づいて、3年間の任期 が与えられるものとす

第24条

第23条

って選出する。評議員数は正会員数を 15 で割った	って選出する。評議員数は正会員数を 15 で割った		
値(端数は切り上げる)、つまり正会員 15 名に対	値(端数は切り上げる)、つまり正会員 15 名に対		
して評議員 1 名の割合とする。得票が同数で定数	して評議員 1 名の割合とする。得票が同数で定数		
を上回る場合は、会員番号の若い順とする。	を上回る場合は、会員番号の若い順とする。		
第19条 幹事は新会長が委嘱する。委嘱の任期	第 19 条は、削除	第 19 条:会長が会計監査、委員長、幹事長を委嘱	
は委嘱の日から3年とする。		することは、第21条で記載されている。	
第 20 条 任期中に評議員の欠員が生じた場合、	第 20 条 任期中に評議員の欠員が生じた場合、		第 25 条
評議員の補充は行わない。	評議員の補充は行わない。		
第21条 幹事に欠員が生じた場合は会長が新た	第21条 会計監査に欠員が生じた場合は、評議	第21条:会計監査、幹事 長、委員長の欠員の場合	第26条
に指名する。後任者の任期は前任者の残任期間とす	員会の承認を得て、会長が委嘱する。委員長および	の措置を明確にする。	

る。	幹事長に欠員が生じた場合は、会長が新たに指名す		
	る。会計監査、委員長および幹事長の後任者の任期		
	は、会長と後任者との協議で決める。		
	第 21 条の 2 委員長および幹事長は、事務局会	第21条2 幹事と委員の 指名は、委員長、幹事長が	第 27 条
	に報告した後に、担当する分野の委員または幹事を	行うことを明確にする。 編集委員の任期 2 年は、	
	任命できるものとする。編集委員については、任期	8月の評議員会の結果を 反映させた。	
	2年として任命し、再任は妨げない。委員又は幹事		
	の要請に応じて、当学会の委任状を発行するなど必		
	要な処理をする。		

(選挙管理規定)	(選挙管理規定)			
第 22 条 会長、副会長および評議員の定期改	第 22 条 会長、副会長および評議員の定期改		第 28 条	
選は以下の順序による。	選は以下の順序による。			
1)会長、副会長および評議員選挙を公正か	1)会長、副会長および評議員選挙を公正か			
つ円滑に進めるために、会長は選挙管理委員	つ円滑に進めるために、会長は選挙管理委員			
(長) 2名を定期改選前年の評議員会に諮って委	(長)2名を定期改選前年の評議員会に諮って委			
嘱する。選挙管理委員(長)は会長、副会長を除	嘱する。選挙管理委員(長)は会長、副会長を除			
く役員の重任を妨げず、任期は委嘱の日から3年	く役員の重任を妨げず、任期は委嘱の日から3年			
とする。選挙管理委員(長)は次の手順に沿っ	とする。選挙管理委員(長)は次の手順に沿っ			
て、選挙を実施する。	て、選挙を実施する。			
2) 改選前年の 10 月末日において有権者を確	2) 改選前年の 10 月末日において有権者を確			
		ļ		

定する。 定する。 3) 評議員の定期改選における有権者とは、 3) 評議員の定期改選における有権者とは、 改定前年 10 月末日現在の国内正会員である。但 改定前年10月末日現在の国内正会員である。但 し、10月末日時点でのその年度の会費未納者を除 し、10月末日時点でのその年度の会費未納者を除 <。 <。 4) 選挙通知、投票用紙他を改選前年内に有 4) 選挙通知、投票用紙他を改選前年内に有 権者に送付する。 権者に送付する。 5) 投票期限を選挙通知送付後およそ3週間 5) 投票期限を選挙通知送付後およそ3週間

とし、締め切り日を定める。

通知にて公告し、有権者に公開とする。

6) 開票日および開票場所は別途定め、選挙

とし、締め切り日を定める。
6) 開票日および開票場所は別途定め、選挙
通知にて公告し、有権者に公開とする。

7) 以下の場合は無効投票とする。	7) 以下の場合は無効投票とする。	
(1) 所定の投票用紙および封筒を用い	(1) 所定の投票用紙および封筒を用い	
ていないもの。	ていないもの。	
(2) 定数より多く別人を連記したも	(2)定数より多く別人を連記したも	
の。	の。	
(3) 有権者意外が記述された場合、そ	(3)有権者意外が記述された場合、そ	
の部分。	の部分。	
(4) 同一氏名が重複され記述された場	(4) 同一氏名が重複され記述された場	
合は、その重複部分。	合は、その重複部分。	
8) 会長および副会長の得票数が同数であっ	8) 会長および副会長の得票数が同数であっ	
た場合は、同数者での再投票を行う。	た場合は、同数者での再投票を行う。	

- 9) 選挙管理委員長は開票の結果を会長および庶務幹事長に速やかに連絡し、庶務幹事長は次期会長、次期副会長および次期評議員に速やかに連絡し諾否を確認する。受諾されなかった場合は会長および次期会長に連絡の後、次点の得票者に受諾の確認を行う。会長、副会長の選挙において次点の得票者が複数の場合は、次点の得票者対象として再投票を行う。
- 10) 選挙管理委員長は原票を封印し、学会事務局(次期)に送付する。
 - 11) 学会事務局は3年間これを保管する。

- 9) 選挙管理委員長は開票の結果を会長および庶務幹事長に速やかに連絡し、庶務幹事長は次期会長、次期副会長および次期評議員に速やかに連絡し諾否を確認する。受諾されなかった場合は会長および次期会長に連絡の後、次点の得票者に受諾の確認を行う。会長、副会長の選挙において次点の得票者が複数の場合は、次点の得票者対象として再投票を行う。
 - 10) 選挙管理委員長は原票を封印し、事務局
- 会(次期)に送付する。
 - 11) 事務局会は3年間これを保管する。

第22条 10) と11): 事務局→事務局会は、 会則第19条の追加を反映

(会計)	(会計処理および予算書、決算書の作成)	(見出し):内容を増やし たため追加。	
第23条 本会の会計年度は4月1日に始ま	第 23 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始ま		第 29 条
り、翌年の 3 月 31 日に終わる。	り、翌年の 3 月 31 日に終わる。		
	第 23 条の 2 会長は、事務局会での協議を経	第23条の2 予算案の作	第30条
	て次年度の予算案を作成し、評議員会の承認を得	成根拠を明確にし、評議 員会および総会に報告す	
	た後に総会で報告する。	る4ことを義務付ける。	
	第 23 条の 3 役員は無報酬とする。ただし、	第 23 条の 3: 役員は無報 酬であることを明確にす	第31条
	その職務を行うために要する実費相当額を受け取	る。森林学会定款 37 条 (実費支払いの規定)。	
	<u>ることができる。</u>		
	第23条の4 会則第4条に基づく年に1度の	第 23 条の 4: 会員アンケ	第32条
	大会では、研究発表、シンポジウム等を開催する	ートを踏まえて、大会 (シ ンポジウムなど) は、原則	

			_	
(行う。会長は、事務局会での協議を経て大会の内容を決めるとともに、遅くとも大会1か月前には 評議員会に報告する。 第 24条 本会の会計は各年度末に会計監査の審 第 24条 会計幹事長が決算報告を作成し、決算 第 24条 会計幹事長が決算報告を作成し、決算 報告書を作成することになるので、会計監査への説明は、会長と会計幹事長とは、 (こなるので、会計監査への説明は、会長と会計幹事長と共同して行う。会長は、決算報告とそれに対する会計監査の審査結果を評議員会に報告するとともに、総会に於いて報告し、その承認を得るをともに、総会に於いて報告し、その承認を得るをといて対する会計監査報告を評議員会および総会で承認を得る。 アルリコ この改定案は、2024年4月の総会に トルフ・アルリコ が開える (大学報告とそれに対する会計監査報告を評議員会および総会で承認を得る。 アルリコ 不認後の会則、細則の発効時期を記載する。 アルリコ 不認後の会別、細則の発効時期を記載する。 アルリコ 不認後の会別、細則の発効時期を記載する		ことができるものとし、原則としてオンラインで		
# 第 24 条 本会の会計は各年度末に会計監査の審 第 24 条 会計幹事長が決算報告を作成し、決算 会長から詳細を聞いて決 算報告書を作成することになるので、会計監査への説明は、会長と会計幹 事長と共同して行う。会長は、決算報告とそれ に対する会計監査報告を 評議員会に報告するとともに、総会に於いて報告し、その承認を得 るものとする。		行う。会長は、事務局会での協議を経て大会の内	事前に評議員会に報告す	
第 24 条 本会の会計は各年度末に会計監査の審 第 24 条 会計幹事長が決算報告を作成し、決算 第 33 条 第 24 条 会計幹事長は、会長から詳細を聞いて決 算報告書を作成することになるので、会計監査への説明は、会長と会計幹 事長と共同して行う。会長は、決算報告とそれに対する会計監査報告とそれに対する会計監査報告を 評議員会および総会で承認を得る。 「所則1 この改定案は、2024年4月の総会に 附則1 承認後の会則、細 別の発効時期を記載す		容を決めるとともに、遅くとも大会1か月前には		
第 24 条 本会の会計は各年度末に会計監査の審 第 24 条 会計幹事長が決算報告を作成し、決算 会長から詳細を聞いて決 算報告書を作成すること になるので、会計監査へ の説明は、会長と会計幹 事長と共同して行う。 会長は、決算報告とそれ に対する会計監査報告を 評議員会および総会で承 るものとする。		評議員会に報告する。		
第 24 条 本会の会計は各年度末に会計監査の審 第 24 条 会計 <u>幹事長が決算報告を作成し、決算</u> 会長から詳細を聞いて決算報告書を作成することでなるので、会計監査への説明は、会長と会計幹ものとする。 告および会計監査の審査結果を評議員会に報告す 告および会計監査の審査結果を評議員会に報告するとともに、総会に於いて報告し、その承認を得 に対する会計監査報告を評議員会および総会で承認を得る。 をものとする。 認を得る。 附則 1 承認後の会則、細おいて承認された後に発効する。 別の発効時期を記載す			第 24 条:会計幹事長は、	** *
査を受け、総会に於いて報告し、その承認を得る 報告は会計監査の審査を受ける。会長は、決算報 になるので、会計監査への説明は、会長と会計幹 事長と共同して行う。会長は、決算報告とそれに対する会計監査報告を 評議員会および総会で承 るものとする。 おものとする。 認を得る。 附則1 不認後の会則、細 おいて承認された後に発効する。 別の発効時期を記載す	第 24 条 本会の会計は各年度末に会計監査の審	第 24 条 会計 幹事長が決算報告を作成し、決算	会長から詳細を聞いて決	第33条
 重を受け、総会に於いて報告し、その承認を得る ものとする。 告および会計監査の審査結果を評議員会に報告す 長と共同して行う。会長は、決算報告とそれに対する会計監査報告を評議員会および総会で承認を得る。 るものとする。 附則1 この改定案は、2024年4月の総会に おいて承認された後に発効する。 附則1 承認後の会則、細則の発効時期を記載す 			算報告書を作成すること	
ものとする。 告および会計監査の審査結果を評議員会に報告す 事長と共同して行う。会長は、決算報告とそれに対する会計監査報告を評議員会および総会で承 るものとする。 認を得る。	 査を受け、総会に於いて報告し、その承認を得る	報告は会計監査の審査を受ける。会長は、決算報	になるので、会計監査へ	
ものとする。			の説明は、会長と会計幹	
るとともに、総会に於いて報告し、その承認を得に対する会計監査報告を 評議員会および総会で承 認を得る。材則 1 この改定案は、2024年4月の総会に おいて承認された後に発効する。附則 1 承認後の会則、細 則の発効時期を記載す	ものとする。	 告および会計監査の審査結果を評議員会に報告す	事長と共同して行う。	
あとともに、 総会に於いて報告し、その承認を得 ご記を得る。 認を得る。 附則1 この改定案は、2024年4月の総会に 附則1 承認後の会則、細 おいて承認された後に発効する。 則の発効時期を記載す			会長は、決算報告とそれ	
が見りさものとする。認を得る。附則 1M則 1 この改定案は、2024年4月の総会に おいて承認された後に発効する。附則 1 承認後の会則、細則の発効時期を記載す		るとともに、総会に於いて報告し、その承認を得	に対する会計監査報告を	
M則1 この改定案は、2024年4月の総会に 附則1 承認後の会則、細 おいて承認された後に発効する。 則の発効時期を記載す			評議員会および総会で承	
M則 1 この改定案は、2024年4月の総会に 附則 1 承認後の会則、細 おいて承認された後に発効する。 則の発効時期を記載す		るものとする。	認を得る。	
おいて承認された後に発効する。 財の発効時期を記載す				附則 1
おいて承認された後に発効する。 則の発効時期を記載す		附則 1 この改定案は、2024年4月の総会に		
のいて承認された後に光効する。				
ప		おいて承認された後に発効する。		
			් වං	

附則 2 改定後の第 15 条の適用にあたり、	附則 2	附則 2
2023年4月1日に会長、副会長および評議員で	細則の第 15 条の改定に より、現在の会長、副会長	
あった者は、2026年3月31日まではその地位を	は、2026年3月31日以 降は再任できない。	
失わないものとする。		